

第2号議案 平成29年度 決算書類承認の件

IV 財務諸表に対する注記

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
教育啓発活動基金	4,435,305	1,766,189	1,603,456	4,598,038
ファイザーフェローシップ基金	9,676	0	324	9,352
小 計	4,444,981	1,766,189	1,603,780	4,607,390
合 計	4,444,981	1,766,189	1,603,780	4,607,390

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産から の充当額)	(うち一般正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
小 計	0 (0)	(0)	(0)	-
特定資産				
教育啓発活動基金	4,598,038 (4,598,038)	(0)	(0)	-
ファイザーフェローシップ基金	9,352 (9,352)	(0)	(0)	-
小 計	4,607,390 (4,607,390)	(0)	(0)	-
合 計	4,607,390 (4,607,390)	(0)	(0)	-

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、以下のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	#REF!
合 計	#REF!

6. その他

(1) 資産除去債務に関する注記

当法人は事務所に係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しております。

しかし、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、かつ、将来移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。